

今按に、信濃國その原と云所に、ふせやと云所の別にあるかとおもふに、布施屋とて所々につくれるにこそ、されば信濃國そのはらにも、この布施屋をたてたりけるにや、又俊賴朝臣田家秋興歌、

山田もるきそのふせやに風吹ばあせづたひしてうつ、をとなふ

是は谷のふせや、志づのふせやなどいふ體歟と存するに、信濃の岐嶺にも、かの布施やあるにや、又きそ、そのはら相近といへり、又信濃國には、あなをほりて、ふきいたのかたぐをば、土にうづみて、かたぐに口をあけてぞおりのぼる、冬雪のふかきをりの道といへり、それをもふせやとぞ申なる。○又見二
河海抄

〔文德實錄五〕仁壽三年十月戊辰、攝津國奏言、長柄三國兩河頃年橋梁斷絕、人馬不通、請准堀江川置二隻船、以通濟渡、許之。己卯、遠江國奏言、廣瀬河舊有郵船二艘、而今水闊流急、不由利涉、公私行人、擁滯岸上、請更加置二艘、以濟羈旅之難、許之。

〔三代實錄二十三〕貞觀十五年五月十五日戊寅、先是大宰府言、筑前國司稱天長元年六月二十九日格曰、諸國渡船、二十年已上爲期買替、而島門渡船二艘、不知始置之時、今既朽損、利涉失便、況復河岸頽缺、渡口闊遠、公私往還、累日逗留、望請以正稅稻乃早買充、依請許之。

〔延喜式二十六〕凡渡船經廿年以上者、聽買替。

〔類聚三代格十六〕太政官符

應依舊充浪人二人令護泉橋寺并渡船假橋等事

右得彼寺牒件寺故大僧正行基建立、冊九院之其一也、總尋本意爲泉河假橋所建立也、而河之爲體、流沙交水、橋梁難留、每遭洪水往還擁滯、仍爲渡人馬、相昌道俗買置馬船二艘、少船一艘付屬件寺、國須依太政官去天長六年十二月八日、承和六年四月四日兩度符旨、充徭夫二人而稱非永例、不肯